

伊 是 名 村 奨 学 金 給 付 要 領

(目的)

第1条 この要領は、伊是名村奨学金給付要綱(平成 年教委訓令第 号。以下「要綱」という)第29条の規定に基づき、奨学金の給付について必要な事項を定めるものとする。

(学力要件)

第2条 要綱第5条第2号の学業成績が優秀であると認められることについては、次のとおりとする。なお、この場合の学業成績は、奨学生申請時の成績とする。

- (1) 中学校 第1学年から第3学年までの学習成績の評定平均値が4.2以上とする。
- (2) 高等学校等 第1学年から申請時までの学習の評定平均値が4.0以上とする。
- (3) 大学等 前年度に履修した科目の4段階評価で上位2段階の評価を受けている科目が全履修科目のうち5割を占めているものとする。

(経済的要件)

第3条 要綱第5条第3号の経済的理由により修学することが困難であると認められることとは、伊是名村育英基金奨学金貸与要綱(平成13年教委訓令第2号)第4条第2項第4号の基準に該当する者とする。

(在留資格)

第4条 要綱第5条第5号の別途定める在留資格を有する者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等若しくは永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、若しくは同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると認められる者

(留学による奨学金の取扱い)

第5条 要綱第20条第2項の「奨学生が留学する場合は、本人の希望により奨学金の給付を継続することができる。」とは、当該奨学生が在学する校長又は学長がその留学を教育に有益であると認め、その奨学生が留学中の奨学金給付の継続を希望するために留学奨学金継続願(様式第1号)により願い出たときに、奨学金の給付を継続することができるとしたものである。

- 2 他の団体からの留学奨学金の給付等による留学の場合又はこれに準ずる留学の場合は、奨学金の給付を停止するものとする。ただし、日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度及び官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合、これら以外で留学期間が3月未満のとき又は在学大学長を経て願い出たときで適当であると認めるときは、奨学金の給付を継続することができる。

(奨学生台帳)

第6条 教育委員会は、奨学金の給付状況等を記載した奨学生台帳(様式第2号)を作成し、整理保管するものとする。

(返還免除の願出)

第7条 要綱第23条第4項に規定する精神若しくは身体の障害の程度は、精神若しくは身体の障害により労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限が課される程度とし、免除する額は返還未済額の全部とする。

2 奨学生であった者若しくはその相続人又は連帯保証人は、要綱第23条の規定による返還の免除を受けようとする場合、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 奨学金返還免除願(様式第3号)
- (2) 返還できなくなった事情を証明する書類(診断書等)
- (3) 免除対象者の所得証明書
- (4) その他、教育長が必要と認めた書類

3 教育長は、返還免除を許可したときは、奨学金返還免除決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(奨学金返還者台帳)

第8条 教育長は、奨学金の返還が生じたときは、奨学金返還者台帳を作成し、整理保管するものとする。

2 奨学金返還者台帳は、返還終了後5年間保管するものとする。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。